

1 市川市物品購入入札参加業者資格審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、物品購入の競争入札に参加することができる者（以下「適格者」という。）の資格審査の基準を定めるものとする。

(適格者に必要な資格等の公示)

第2条 適格者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、告示により行うものとする。

(入札参加資格審査申請)

第3条 物品購入の競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札参加資格審査申請書その他審査に必要な書類（以下「申請書等」という。）をちば電子調達システム運営基準（資格申請システム編）で規定する共同受付窓口へ提出するものとする。

(資格審査)

第4条 入札参加希望者の資格審査は、提出された入札参加資格審査申請書、添付書類等に基づいて、入札参加者としての適格性について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。

- (1) 金銭的信用
- (2) 契約履行に関する誠実性

(金銭的信用審査)

第5条 金銭的信用の審査は、次の各号に掲げる事項を勘案して行うものとする。

- (1) 自己資本額
- (2) 売上額
- (3) 従業員数
- (4) 納税状況

(契約履行に関する誠実性審査)

第6条 契約履行に関する誠実性の審査は、次の各号の掲げる事項を勘案して行うものとする。

- (1) 市川市及び他官公庁に対する実績
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 許認可等の有無

(不適格者)

第7条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者は不適格とする。

2 入札参加希望者が、次の各号のいずれかに該当するときは、不適格とすることができる。

- (1) 施行令第167条の4第2項の規定に該当するとき
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき
- (3) 業務の遂行に関し、法令により許認可又は登録を要する業種の場合においては、当該許認可又は登録を受けていないとき
- (4) 申請書類について、故意に虚偽の事項を記載したとき

(適格者名簿)

第8条 適格者については、入札参加業者適格者名簿（以下「適格者名簿」という。）に登載し市川市公式webサイト若しくは千葉県電子自治体運営協議会が運営する「ちば電子調達システム」のwebサイトに公表することによって適格である旨の通知に代えるものとする。

2 適格者名簿の有効期間は、次期の適格者名簿が作成されるまでの期間とする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成14年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この基準は、平成14年4月1日以後に発生する物品購入について適用する。

(市川市物品供給等入札参加業者資格審査要綱の廃止)

3 市川市物品供給等入札参加業者資格審査要綱（昭和58年5月1日施行）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年6月1日から施行する。